旅客営業規則(昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号)の一部を次のように改正し、2025年3月15日から施行します。ただし、第23条の改正規定は2022年12月9日から適用し、第57条第2項、第58条第2項並びに第130条第1項第2号ト、チ及びリの改正規定は2025年3月15日乗車となるものから適用します。2025年1月31日

## (伝染病患者に対して発売する乗車券)

第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、 二類感染症、指定感染症(同法第7条の規定に基づき、政令 で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用す るものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症 をいう。

(中略)

## (急行券の発売)

第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めると ころにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売す る。

(中略)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより 急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急 行券を発売する。
  - (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

## (伝染病患者に対して発売する乗車券)

第23条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第44条の9の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(中略)

## (急行券の発売)

第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めると ころにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売す る。

(中略)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより 急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急 行券を発売する。
  - (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

- (9) <u>札幌・網走間及び</u>札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。<u>ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用</u>する場合を除く。
- (10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(中略)

#### (特別車両券の発売)

- 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めると ころにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売 する。
  - (1) 特別車両券(A)

(中略)

- (9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。
- 3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であつて、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。
  - (1) 別表第1号の6に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)とを乗り継いで乗車するとき。
  - (2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行 列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき。
  - (3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行 列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき。
  - (4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外 の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する とき。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第130条第1項第2号 ハに規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自

- (9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。
- (10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

(中略)

#### (特別車両券の発売)

- 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めると ころにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売 する。
  - (1) 特別車両券(A)

(中略)

- (9) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に 乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎ となるとき。
- 3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であつて、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。
  - (1) 別表第1号の6に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)とを乗り継いで乗車するとき。
  - (2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行 列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき。
  - (3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行 列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき。
  - (4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外 の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する とき。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第130条第1項第2号 ハに規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自

由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。 ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 来宮以遠 (伊豆多賀方面) の各駅と函南以遠 (三島方面) の 各駅との相互間を乗車する場合
- (2) 高輪ゲートウェイ以遠 (田町方面) の各駅と大崎以遠 (五反 田方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (3) <u>十条以遠(板橋方面)</u>の各駅と<u>東十条以遠(王子方面)の各</u> <u>駅又は尾久駅</u>との相互間を乗車する場合
- (4) 川崎以遠(蒲田方面)の各駅と新川崎以遠(武蔵小杉方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (5) 西大井以遠(武蔵小杉方面)の各駅と大井町以遠(大森方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (6) 土呂以遠(東大宮方面)の各駅と宮原以遠(上尾方面)の各駅との相互間を乗車する場合
- (7) 東千葉以遠(都賀方面)の各駅と本千葉以遠(蘇我方面)の 各駅との相互間を乗車する場合
- (8) 鎌取以遠(誉田方面)の各駅と浜野以遠(八幡宿方面)の各駅との相互間を乗車する場合
- (9) 酒々井以遠(成田方面)の各駅と南酒々井以遠(榎戸方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (10) 三河島以遠(南千住方面)の各駅と尾久以遠(赤羽方面)の 各駅との相互間を乗車する場合
- (11) 神田以遠(秋葉原方面)の各駅と新日本橋以遠(馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合

5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して 運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普 通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがつて乗車す る旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発 売する。

- 由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。 ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
- (1) 来宮以遠 (伊豆多賀方面) の各駅と函南以遠 (三島方面) の 各駅との相互間を乗車する場合
- (2) 高輪ゲートウェイ以遠 (田町方面) の各駅と大崎以遠 (五反 田方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (3) <u>東十条以遠(王子方面)</u>の各駅と<u>尾久以遠(日暮里方面)の</u> 各駅との相互間を乗車する場合
- (4) 川崎以遠(蒲田方面)の各駅と新川崎以遠(武蔵小杉方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (5) 西大井以遠(武蔵小杉方面)の各駅と大井町以遠(大森方面)の各駅との相互間を乗車する場合
- (6) 土呂以遠 (東大宮方面) の各駅と宮原以遠 (上尾方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (7) 東千葉以遠(都賀方面)の各駅と本千葉以遠(蘇我方面)の 各駅との相互間を乗車する場合
- (8) 鎌取以遠(誉田方面)の各駅と浜野以遠(八幡宿方面)の各駅との相互間を乗車する場合
- (9) 酒々井以遠(成田方面)の各駅と南酒々井以遠(榎戸方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (10) 三河島以遠(南千住方面)の各駅と尾久以遠(赤羽方面)の 各駅との相互間を乗車する場合
- (11) 神田以遠 (秋葉原方面) の各駅と新日本橋以遠 (馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (12) 有楽町以遠 (新橋方面) 又は神田以遠 (秋葉原方面) の各駅 と神田以遠 (御茶ノ水方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (13) 神田以遠 (御茶ノ水方面) の各駅と新日本橋以遠 (馬喰町方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (14) 新大久保以遠(高田馬場方面)の各駅と代々木以遠(千駄ケ 谷方面)又は大久保以遠(東中野方面)の各駅との相互間を乗 車する場合
- (15) 代々木以遠 (原宿方面) の各駅と代々木以遠 (千駄ケ谷方面) 又は大久保以遠 (東中野方面) の各駅との相互間を乗車する場合
- (16) 日野以遠(豊田方面)の各駅と西立川以遠(東中神方面)の 各駅との相互間を乗車する場合
- 5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して 運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普 通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがつて乗車す る旅客に対しては、全区間に対して、1枚の特別車両券(A)を発 売する。

(中略)

## (特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

(中略)

#### (2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

労業とロ		50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
	営業キロ 帯	メートル	メートル	メートル	メートル
地帯	审	まで	まで	まで	以上
		円	円	円	円
料	金	1,010	1,260	1,810	1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料 金(B)

営業地	キロ 帯	50 キロ メートル まで	51 キロ メートル 以上
料	金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山 手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮 間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常 磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、 両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線 中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君 津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合 の特別車両料金(B)(ただし、自由席特別車両券(B)を発売 する場合に限る。)

#### (イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロ	100 キロ	101 キロ
	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	以上
料 金	円	円	円
	1,010	1,260	1,810

(ロ) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の 特別車両料金(B)

750円とする。

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両

(中略)

## (特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

(中略)

#### (2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

	営業キロ 帯	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ	
		メートル	メートル	メートル	メートル	
		ų,	まで	まで	まで	以上
Ī			円	円	円	円
	料 🕯	金	1,010	1,260	1,810	1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料 金(B)

営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	51 キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山 手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、中央本線中東京・大月 間、青梅線中立川・青梅間、東北本線中東京・宇都宮間、日 暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中 日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線 中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東 京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間 並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特 別車両料金(B)(ただし、自由席特別車両券(B)を発売する 場合に限る。)

(イ) (p)以外の特別車両料金(B)

営業	キロ帯	50 キロ メートル	100 キロ メートル	101 キロ メートル
地帯	क्त	まで	まで	以上
北川	Δ.	円	円	円
料	金	1,010	1,260	1,810

(p) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の 特別車両料金(B)

750円とする。

(中略)

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両

料金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別 車両料金(B)を除く。

(中略)

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料 金(B)。ただし、マリンライナー号に対して適用する特別車 両料金(B)を除く。

営業キ地	口帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料	金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたが つて乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライ ナー号に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ 帯	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
	メートル	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	まで	以上
料 金	円	円	円	円
	780	1,000	1,700	1,990

(中略)

## (大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第6号以外の大人座席指定料金

(中略)

- (4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指 定料金
  - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。
  - ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する 大人座席指定料金

840円とする。

(中略)

料金(B)。ただし、マリンライナー号<u>及び「瀬戸大橋アンパ</u>ンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

(中略)

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両により運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

営業キロ地		50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 会	È	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたが つて乗車する場合の特別車両料金(B)。ただし、マリンライ ナー号及び「瀬戸大橋アンパンマントロッコ号」車両によ

り運転する列車に対して適用する特別車両料金(B)を除く。

	営業	+. H	50 キロ	100 キロ	150 キロ	151 キロ
			メートル	メートル	メートル	メートル
	地	帯	まで	まで	まで	以上
Γ	del		円	円	円	円
	料	金	780	1,000	1,700	1,990

(中略)

# (大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第2号から第6号以外の大人座席指定料金

(中略)

- (4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指 定料金
  - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。<u>ただし、マリンライナー号に</u>対して発売する大人座席指定料金を除く。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する 大人座席指定料金

840円とする。

(中略)

## (途中下車)

- 第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。
  - (1) 全区間の営業キロが片道100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。
  - (2) 次に掲げる区間(以下「大都市近郊区間」という。)内の駅 相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅 イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間(第16 条の2の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)東京・熱 海間を除く。) 及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、 山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸 線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及 び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線 中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・松本間、東北本線中 東京・黒磯間(第16条の2の規定にかかわらず、東北本線 (新幹線) 東京・那須塩原間を除く。)、日暮里・尾久・赤羽 間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・浪江間、 川越線、高崎線(第16条の2の規定にかかわらず、高崎線 (新幹線) 大宮・高崎間を除く。)、上越線中高崎・水上間、 吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、烏山線、水郡線中水戸・ 常陸大子間及び上菅谷・常陸太田間、信越本線中高崎・横 川間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島 線、久留里線及び東金線(以下これらの区間を「東京近郊 区間」という。)

(中略)

### (選択乗車)

第157条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間(略図中の――線 区間以遠の駅と ――線区間以遠の駅若しくは ②印駅相互間)を、普通乗車券又は普通回数乗車券(いずれも併用となるものを含む。)によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができ

#### (途中下車)

- 第156条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については、最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、次の各号に定める駅を除く。
  - (1) 全区間の営業キロが片道100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合で、旅客鉄道会社が指定した駅に下車するときを除く。
  - (2) 次に掲げる区間(以下「大都市近郊区間」という。)内の駅相互発着の普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅
    - イ 東京附近にあつては、東海道本線中東京・熱海間(第16 条の2の規定にかかわらず、東海道本線(新幹線)東京・熱 海間を除く。) 及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間、 山手線、赤羽線、南武線、鶴見線、武蔵野線、横浜線、根岸 線、横須賀線、相模線、伊東線、中央本線中東京・塩尻間及 び岡谷・辰野・塩尻間、青梅線、五日市線、八高線、小海線 中小淵沢・野辺山間、篠ノ井線中塩尻・篠ノ井間、大糸線中 松本・穂高間、東北本線中東京・黒磯間 (第16条の2の規定 にかかわらず、東北本線(新幹線)東京・那須塩原間を除 く。)、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、 常磐線中日暮里・浪江間、川越線、高崎線(第16条の2の規 定にかかわらず、高崎線(新幹線)大宮・高崎間を除く。)、 上越線中高崎・水上間、吾妻線、両毛線、水戸線、日光線、 鳥山線、水郡線中水戸・常陸大子間及び上菅谷・常陸太田 間、信越本線中高崎・横川間及び篠ノ井・長野間、総武本 線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、久留里線及 び東金線(以下これらの区間を「東京近郊区間」という。)

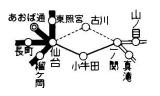
(中略)

### (選択乗車)

第157条 旅客は、次の各号に掲げる各駅相互間(略図中の──線 区間以遠の駅と ●●線区間以遠の駅若しくは ②印駅相互間)を、普通乗車券又は普通回数乗車券(いずれも併用となるものを含む。)によって旅行する場合は、その所持する乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、各号の末尾に記載した同一かつこ内の区間又は経路のいずれか一方を選択して乗車することができ

る。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

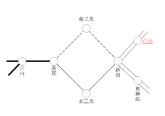
(1) あおば通又は仙台以遠(東 照宮、長町又は榴ヶ岡方面)の 各駅と一ノ関以遠(山ノ目又 は真滝方面)の各駅との相互 間(仙台・小牛田間、仙台・古 川間)(一ノ関・小牛田間、一 ノ関・古川間)



(中略)

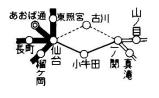
(中略)

(12) 長岡以遠(宮内方面)の各駅 と新潟以遠(<u>白山</u>又は東新潟方 面)の各駅との相互間(長岡・ 燕三条間、長岡・東三条間)(新 潟・燕三条間、新潟・東三条間)



3 前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中 に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。 る。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合は、他方の経路の乗車中においては途中下車をすることができない。

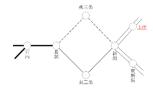
(1) あおば通又は仙台以遠(東 照宮、長町又は榴ヶ岡方面)の 各駅と一ノ関以遠(山ノ目又 は真滝方面)の各駅との相互 間(仙台・小牛田間、仙台・古 川間)(一ノ関・小牛田間、一 ノ関・古川間)



(中略)

(中略)

(12) 長岡以遠(宮内方面)の各駅 と新潟以遠(上所 又は東新潟方 面)の各駅との相互間(長岡・ 燕三条間、長岡・東三条間)(新 潟・燕三条間、新潟・東三条間)



- 3 前項の場合、普通乗車券を所持する旅客が、他の経路を乗車中 に途中駅において下車したときは、区間変更として取り扱う。
- 4 全区間の営業キロが片道 100 キロメートルまでの区間に対する普通乗車券又は普通回数乗車券を使用して第1項第23号から第28号までの規定により乗車する旅客が、列車を乗り継ぐために下車を希望するときは、第156条ただし書第1号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより下車することができる。ただし、2枚以上の普通乗車券又は普通回数乗車券を併用して使用する場合を除く。
  - (1) 第 1 項第 23 号から第 25 号までの規定により乗車する旅客 は、富士駅で下車して出場した後に新富士駅で列車に乗り継 いで、又は新富士駅で下車して出場した後に富士駅で列車に 乗り継いで旅行することができる。ただし、富士駅又は新富士 駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する 場合を除く。
  - (2) 第1項第26号から第28号までの規定により乗車する旅客は、岐阜駅で下車して出場した後に岐阜羽島駅で列車に乗り継いで、又は岐阜羽島駅で下車して出場した後に岐阜駅で列車に乗り継いで旅行することができる。ただし、岐阜駅又は岐阜羽島駅発又は着となる普通乗車券又は普通回数乗車券を使用する場合を除く。

# (特定区間におけるう回乗車)

- 第158条 第69条の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、 同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかつこ内の○印のな い経路をう回して乗車することができる。
- 2 第69条第1項の各号の区間内において2枚以上の普通乗車券を併用して乗車する旅客は、その券面に表示された経路にかかわらず、同号かつこ内の他方の経路を乗車することができる。ただし、他方の経路の乗車中においては、途中下車をすることができない。

(特定区間におけるう回乗車)

第158条 第69条の規定により発売した乗車券を所持する旅客は、 同条第1項各号の規定の末尾に記載されたかつこ内の○印のな い経路をう回して乗車することができる。

2 第69条第1項の各号の区間内において2枚以上の普通乗車券を併用して乗車する旅客は、その券面に表示された経路にかかわらず、同号かつこ内の他方の経路を乗車することができる。ただし、他方の経路の乗車中においては、途中下車をすることができない。

(以下略)

(以下略)